

平成17年第9回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録 (要約)

- 1 日時 平17年9月22日(木)
午後7時から9時まで
- 2 場所 たづくり西館 健康増進室
- 3 委員出欠 出席 7人 , 欠席 1人
 - ・ 出席委員...神長 勲委員(座長),丸山 光信委員(副座長),河野 久委員,齊藤 亀三委員,荒木 千恵子委員,小島 嘉子委員,鉄矢 悦朗委員
 - ・ 欠席委員...藤生 よし子委員
- 4 傍聴者 7人

次 第

定足数の確認

- 1 開会
- 2 神長座長からの条例に関する講義
- 3 高校生ヒアリング報告
- 4 今後の進行について

<決定事項>

- 1 次回は,各委員が前文と盛り込みたい項目についてアイデアのメモを出す。
- 2 今後の日程は以下のとおり

第10回	平成17年10月 7日(金)	たづくり西館 健康増進室
第11回	平成17年10月28日(金)	たづくり西館 健康増進室
第12回	平成17年11月10日(木)	たづくり 1001学習室
第13回	平成17年11月25日(金)	たづくり西館 健康増進室

* ()内は、事務局注釈 の枠囲みは、座長提出資料の該当部分の引用。

神長座長：今日は、まず高校生のヒアリングについて報告してもらい、その結果を我々の作業にどう反映させるかを考える。2番目に、私から、条例についての知識についてお話したい。メインは、議事4の条例の骨格について。来年の3月までに区切って進めるということで、どういう項目について議論するか、分担などを考えたあと、具体的な日程を含めて、段取りを決めたい。

では、(高校生ヒアリングを企画し、参加した)鉄矢委員が遅れるようなので、私からのレクチャーを先にしたい。手元の資料の「条例に関するささやかな『講義』」に沿ってお話したい。我々の作業は、教科書的な基本的な知識は気にしなくてもよいと考えているが、常識として備えておきたい。

1 条例とはなにか(定義)

憲法94条が保障する自治立法権に基づいて自治体が定める法の形式

2 条例の種類

(1) 条例の形式的な種類

- 1) 議会が定める条例という名称の法
- 2) 長(市長)が定める規則という名称の法
- 3) 会が定める会議規則という名称の法
- 4) 議会議長が定める傍聴人規則という名称の法
- 5) 委員会が定める規則という名称の法

《提言》この懇談会は、1)～5)それぞれにおいて内容、定め方等について基本的に尊重すべきことを内容とする条例を1)の形で追及することになるだろう。

(2)に示した条例の分け方としては、段階的な種類がある。我々が今まで議論してきたのは、1)の自治基本条例が、最高位に位置するのではないかということ。3)の個別条例というのは、大事なことに關して、その領域の条例を作っているもの。現在の調布市の状況は、2)から始まっている。例えば、基本的なことを定めた「まちづくり条例」があって、その次に福祉に特化した個別条例として「福祉のまちづくり条例」がある。本日、調布市例規集、要綱集が参考資料として配布されたが、(その中に)1)の自治基本条例はまだなくて、各ブロックに基本的な条例があり、3)の個別の条例があるといえる。この懇談会が提言しようとするところは、(下に引用した) 提言 のとおりであろう。

(2) 条例の段階的な種類

1) 自治基本条例

2) 課題別総合条例

まちづくり条例、市民参加条例、男女参画推進条例、こども条例

3) 個別条例

福祉のまちづくり条例

《提言》この懇談会は、2)と3)の内容、定め方、相互関連性等を積極的に誘導する内容の条例を追及することになるだろう。

次に、内容的な種類としては、1)の行政機構や組織の管理運営について定める条例なくしては、調布市は存立しない。

(3) 内容的な種類

1) 行政機構や組織の管理運営について定める条例

調布市の事務所の位置条例、調布市議会議員定数条例、調布市組織条例

2) 非権力的な行政サービスの内容を定める条例

公の施設の管理条例

3) 権力的な規制を定める条例

公害防止条例

(4)は、法的な話になるが、1)のように、制定することが法的に要請されている条例が非常に多い。調布市にしても、八王子市にしても、これらの条例を定めることが要請されている。

(4) 法的に制定が要請されているかどうかによる種類

1) 制定が法的に要請されている条例(必要的条例事項)

法律が自治体に制定を義務づけている場合

調布市防災会議条例、調布市消防団に関する条例、使用料、手数料等条例、事務処理特例条例

内容次第では必ず条例によらなければならない場合

「義務を課し、又は権利を制限する」場合

タバコ条例

2) 制定が法的に要請されていない条例

《提言》この懇談会は、2)を大胆に追及することになるだろう。

上記の は端的に定めなさいといっているが、 は定めるかどうか、どういう内容であるかは工夫のしどころであるが、内容次第では必ず条例によらなければならない場合。住民に対して、一定の義務を課し、又は権利を制限、禁止する場合。

2)は、制定が法的に要請されておらず、自由な領域であるということ。 は、守らなくては行けないが、それ以外に空いている地域がある。制定が法的に要請されておらず、調布市が自由な工夫をできる部分である。

3 どんな条例を制定してもいいのだろうか（条例制定権の限界）

（1）調布市の地域に関する事務であること（事項的限界）

- 1）自治事務であること
- 2）法定受託事務であること

（2）法令の範囲内であること（法的限界）

- 1）憲法、法律（地方自治法を含む）、政令、省令、都条例に反してはならない。

法令に規定がある場合

ア）その目的と異なる目的の条例は制定できる。

イ）目的が同一でも地域の実情に応じた条例は制定できる。

（法令と条例の関係についての解釈が重要）

法令に規定がなければ制定可能である。

どんな条例でも作っていいということではなく、条例制定権の限界といわれるものがあって、必ず調布市の地域に関する事由でなくてはならず、八王子のことであってはならない。1）の自治事務とは、調布市自ら地域の福祉をどうするか、これが基本。2）として法定受託事務というのがあって、調布市の場合であれば、例えば、生活保護事務などが国から委託されているもの。東京都も市に対して、地域に対する義務ということによって委託することができる。いずれにしても、調布市の地域のことに関わるということについて、条例を定めることができる。

上記で法令に規定がある場合というのは、その（法令の）目的と違うことであれば条例が制定できるということ。例えば、犬を飼いたい場合、国（の法令で）は、狂犬病の予防の観点はあるが、糞の始末までは規定していない。同じ犬の飼育管理であっても、（条例は）糞の片付けのマナーをどう推進するかということであればかまわない。イ）は、少し難しいが、例えば公害を規制するなど、目的は同じであっても、地域の実情に応じた条例は制定できるということ。最近判例、学説の動向を見ると、地域の実情に応じて必然性があれば、調布としてのプラスアルファはありうる。法令と条例の内容を逐一検討して、自治体の自由度を考えようというのが、最近の傾向。この場合は、資料に書いたように「法令と条例の関係についての解釈」が重要になる。調布市が条例を作る場合、それが憲法に触れるのか、法令に触れるのかは非常に重要で、触れなければ、制定は可能である。

《提言》この懇談会は、調布市が住民の福祉増進を目指して課題別総合条例、個別的条例を定めようとする場合には、法令との「形式的な上下関係尊重」スタイルではない、国や東京都と法的には対等な立場にあるという自覚のもとで積極的な法政策を打ち出すスタイルを促す内容を盛り込んだ基本条例（自主的解釈のすすめ条項）を追及することになるだろう。

《提言》この懇談会は、他方で、地方自治法が明言している積極的な価値又は制度を再確認する内容をもつ基本条例を追及する必要はないだろう。

他の隣接する自治体の条例をみると、(すでに他の自治体の基本条例が)上手に書いてあることを確認的に盛り込んでいるものもあるが、それよりも、調布としてそれ(他の自治体の先例)を踏まえて、何を盛り込むかという発想のほうがよいのではないか。

4 条例を効きめあるものにするにはどうするのか(条例の実効性確保の手段)

(1) 行政罰 行政上の義務違反(条例違反)に対する制裁

1) 行政刑罰 死刑以外の刑罰

2) 過料(あやまちりょう)

(2) 公表

《提言》この懇談会は、自治基本条例は包括的で誘導的な内容を旨とする以上、行政罰等については個別条例で必要な場合は明確にすべきであることを言うに止まる内容を追及することになるだろう。

タバコのポイ捨て(千代田区)などは、過料として、2000円を設けているようだが、ある秩序の実現を目指すような場合、この4番がクローズアップされる。現在では、1000円、2000円の罰金はたいしたことではないので、現代的な手法としては、違反状態を公表すること。個人名、企業名をあげて違反状況を公表することで、条例の実効性を確保する。これは、私たちが考えようとしている基本条例との関係は気にする必要はないと思う。基本条例レベルで、過料などに触れるのは、品格が劣る気がする。

5 今日の「講義」の結論

(1) この懇談会は教科書風な条例論はあまり意識する必要がない。

横目でらむ必要はあるが、私たちがやろうとしている作業にはあまり必要がない。そういうことよりも、のびのびと議論をして、もしチェックポイントがあれば、チェックするようにしたい。

(2) この懇談会の任務は最上位に位置づける自治基本条例の制定を追及することである。最上位とは、市民参加をはじめとする価値を明確に位置づけ下位の条例を誘導する役割をもつ条例と言う意味。

市民参加のためには、情報公開が前提。情報公開があつてこそ市民参加がある。自己責任を含めてどう選択していくか。そういう見取り図を提供することが必要。

(3) 理屈としても(1)(2)であるだろうが、実態としても、調布市の条例制定状況からすると、この委員会の作業は現状整理的な面が強いことになるだろう。

調布市の広報を見ても、盛りだくさんなことをやっている。有意義な花火がいろいろ上がっている中で、「いまある条例の動向を見ながら、上位なものを考えて

いく」ということで、ゆくゆくは現在ある条例をこう直すとか、こういう新しいものを作るというようなことを考えていくことになる。調布は想像以上にいろいろなことをやっていて、いろいろな条例や計画があるのだが、それらがばらばらしている気もする。それらを統合するような整理的な役割を担う必要もあるのではないか。私の発言について、みなさんのご意見をいただいて、進めたい。

鉄矢委員：（座長資料の）結論のところの、「現状整理的な面が強くなるだろう」というところをもう少し解説していただきたい。

神長座長： まちづくりについて、オンブズマン、市民参加についてなど、すでにあるものを整理して、統合性を持たせたい。我々としては、ハイレベルなことを、簡潔に言うことになるのだろうと思う。まったく白紙の状態の基本条例を作り、それから個々の分野の条例を作るのとは、ちがう。

私は1年に1回か2回行われる他の審議会にも関与していて、それについての資料が送られてくるが、それが、この懇談会に必要なデータであったり、施策の整理であったりするので、「整理的な作業になる」というような印象をもった。整理すると作業量が膨大になる可能性もあるが、いい面もある。

今、都道府県レベルでは、北海道が（基本条例を）施行していて、高知県が試案段階。名称はいろいろあっても、もし条例を定義付けるとすれば、内容はちがっても、最高位の条例と位置付けて、位置付けた上で、情報公開や市民参加などの基本的な権利、責任、それに対応する行政機関などについて規定している。（自治基本条例については、）批判もある。河野委員からも指摘があったが、既に、個別の条例や規則で定めていることと重ねて基本条例で定めるというのは、問題がある。一方、あまり抽象的なことを定めても、実際には効き目がないのではないかという批判もあるが、ある自治体が自らこういう価値を掲げるのだという、大きな枠組みを打ち出すのであれば、地方自治のあり方として、なんら抵触しないどころか、積極的な進め方であると思う。

憲法が、地方自治を保障するといっても、より具体的に、自治体としての調布市がどういうプロセスで、どういう内容を（基本条例に）盛り込んでいくのかの基本的なことを定めるという意味では、画期的な一步を踏み出したと思う。

河野委員： 座長の今日の講義の結論について、そのとおりだと思う。この例規集についてだが、それぞれについて、基本条例があって、それぞれ丁寧に書いてある。子ども条例も、環境についても、基本的な条例がある。それを最上位として、そのもとに子どもを育てたり、環境問題に取り組む。それらのさらに上位に位置するものとなると、今日、座長が言われた現状整理的面があるということ。そうすると、あまり細かいことにこだわらず、一度、思いのたけを書いてみるのがよいと思う。

神長座長： 法技術的には、「個別な条例に委ねる」とひとつ入れておけばよいであろう。

齊藤委員：（整理するより）減らしたほうがいいくらい（例規がある）。

鉄矢委員： わたしの理解では、ナビゲートする、流れていくような整理のしかたをしたい。

神長座長： まっさらな状態であればやりやすいが、そうではなくて、目の前に（既存の条例があるから無視はできない。1Pずつ見ていくことはできないが、「抜けている」とか「直すべきである」とか、積極的に打ち出すべき。（例規集を）ばらばらみると、目に付くこともあるが、我々が自由に議論をすることで、チェックポイントがでて

くと思う。

齊藤委員： 個々の問題について、我々から見ると役所のやっていることは有機的な連携がない。個々にはよくできているが、つながりがよくない。そこをどうするか。

神長座長： ぐっとレベルアップしたポイントを指摘していただいた。このような厚い例規集が必要なのか、もっと薄くなるのではないか、廃止してもいいのではないかなど、見直し、関連付けることは意味がある。

齊藤委員： 条例については、何年かに一度見直しをして要らない部分を削るということも必要ではないか。いまあることを見直して、いらぬものを捨てて、新しいことを盛り込む。規則もいらぬものは捨ててもいい。

荒木委員： 議会を傍聴していると、(条例の)改定という議案があるが、そういうときに、(この厚い例規集を見ると)改定箇所がわかる。まったく全部条例を知っているわけではないので、これ(例規集)を見るとよくわかるので、わたしは評価している。

齊藤委員： (条例などで)決めれば決めるほど動きがとれなくなることもある。

神長座長： (例規集と要綱集の)2冊になっている。やや薄手のほうは、要綱集となっているが、なぜ要綱である必然性があるのか。要綱は、議会の承認を必要としないので、使い分けられてしまう。要綱で、市民サービスの行方が決まって来る場合がある。

小島委員： いろいろなものがあるが、ひとつずつみると、どれも重要だと思うので、全体を埋めるものができるとういと思う。

河野委員： 行政全体に通じる施策のあり方を、市民自ら市民が主役となってやるということ、どう書くか。(他の条例でも)目的や前文で、基本的には理念のようなことを謳っている、参考になるであろう。

鉄矢委員： 例えば、博物館条例などは作らなくてはならない。子ども条例や福祉のまちづくり条例は、ちがう次元のものだが、同じく条例として定められている。このなかで、(読むべき、参考にすべき)理念条例はどれとどれなのか。

神長座長： 「条例を定めなさい」という通達がどんどん来ているので、どこでも同じような条例が作られている。その中で、(自治基本条例は)調布らしいものということで、前文を置くのかどうかも含めて、検討していきたい。

我々にとって重要なのは、どういう骨格で議論をするのか。日程との関係も。それを念頭においた上で、高校生ヒアリングの報告をお願いしたい。

事務局： 高校生ヒアリングは、7月20日、終業式の日午後開催した。約2時間の会で、高校生13名の参加があった。

懇談会の委員からは丸山委員、荒木委員、小島委員、鉄矢委員、藤生委員の5名に参加していただいた。全体的に高校生からは率直な意見をもらったと思う。(ウォーミングアップとして)「市に言いたいことがありますか?」と聞いたあとで、具体的な3つの事例についてそれぞれ20分程度、意見交換を行った。まず仙川の桜の事例で問題としてあがったのは、情報提供のありかたが適切であったかということ。桜の木に関する情報が、(必要な範囲に)いきわたっていなかったのではないかとという指摘があった。情報をどう伝えていくのが重要であるということ。仙川駅は、三鷹市民が使ったことが多いが、三鷹市民には伝わっていなかったのではないかとという指摘もあった。情報提供については他市との関係も考慮すべきという課題。

次に凸凹山公園の事例について意見交換を行ったが、高校生としては、清掃等に

あまり積極的に参加しようという意見は、出なかった。「自分の好きなようにできる」というのは、響きがいいが、(公園の整備は)市民が考えることではないのではないか(=市がきちっと主導すべきものではないか)という意見がある一方で、こういうことには積極的に取り組みたいという意見や、市民がどうしたいのか、積極的に聞き入れることが重要であるという意見が出された。

次にごみ有料化については、市が説明会を600回開いたことは、評価された。ほかに、料金はどう使っているのかという質問もあった。また、(600回もの開催は税金の)無駄遣いではないかという意見も出た。これについても、事前の情報の伝え方が課題ではないかという意見が出た。情報を伝える手段としては、市報があるが、当日の参加者(高校生)に市民が少なかった。自分の住んでいるところの市報を読んでいるのは4名であった。

高校生も、ごみの分別には取り組んでいた。新しい施策をやる場合、市民の意見を聞くのは市の責務であるが、効率的にやるべきであろうという指摘があった。

これらの事例を踏まえて、メインテーマの条例について、3つのグループに分かれて話をし、代表に意見を発表してもらった。特に市民の定義については、(調布市民以外の高校生から、市外居住者も)市民として認めて欲しいという意見、認めてくれないから情報が欲しいという意見が出た。住民投票については参加したいという意見がある一方、できれば避けたい、もっと年齢を下げてもいいのではないかと、など多様な意見があった。事後のアンケートでは(住民投票に)実際に行く人は少ないのではないかと意見が書かれた。

市民の役割としては、税金を納めるだけでなく、まわりのことを考える、(子どもの)健全育成などがあげられた。ほかに、市民の意見を尊重して欲しい、市民の意見については、バランスをとって欲しいという意見もあった。

1年前の子ども条例で話を聞いたときは、テーマが日常的な話を中心だったということで、(今回の条例について意見がでるのは)不安であったが、率直で有意義な意見が聞けたと思う。

アンケートのほうでは、「(行政の)代表者はいかにしてひとりひとりの意見をどう聞き入れるか考えて欲しい」「(市民参加ができる)環境を作って欲しい」というような意見が出された。また「条例などはどうやっても作成する側、行政のためのものになってしまうのではないか」という危惧もあげられていた。あと、「自分たちがもっと関心をもたなければいけない」という意見もあげられ、やった甲斐があったと思う。詳細は読んでいただきたい。当日参加された委員の意見も伺いたい。

神長座長： せっかくですから、参加された方の印象を。

鉄矢委員： やった甲斐はあるが、今後どうするか。市と市民とのコミュニケーションは、何を媒体としてやるのか。両方から手を伸ばさないと握手はできない。「市報だ」と言い切れる時代はよかったが、時代的な難しさを感じた。

市が市報を出しても、若い世代は見もしないだろうが、ホームページや携帯で出すことも(行政側では労力のかかることであり)どうすればうまく省力化しながらできるか(考えていかねばならない)。

小島委員： 調布に住んでいる子が少なかったが、(住んでいなくても通学していれば)調布にいる時間は長いのだから、いろんな意見を聞いて少しでも調布が魅力的になればよい

と思う。高校生にとっても(このヒアリングの機会)よかったと思うし、高校生からもこういう機会が望まれているので、高校を卒業した3月などにいろいろな地域でやるのもよいと思う。

荒木委員： 思ったよりも、高校生の発言がしっかりしている。個人差はあるが。グループに分かれて(意見を)まとめるときに、高校生でもこれだけまとめる力があるのだと再認識した。調布市に住んでいなくても、全体を考えながら、自分はどんな立場で市民参加していけばいいか考えている。

丸山委員： いろいろ話が出たなかで(行政からの)情報提供が適切かどうか話題になった。市報で伝えているはずだというが、一般的な市民が見ていないのか、上手く伝わっていないのか、情報の提供について工夫する必要がある。

もうひとつは、自分たちが持っている意見を伝える場所がないから、場所を設けて欲しいという希望があった。高校生に限らず、一般市民に対しても、(このヒアリングのような)話し合いを設けたら、そういう意見がでるのではないか。情報の公開とか、共有とか、市民が意見を言って、施策に反映できる環境を作ることが必要。

神長座長： 行けなくて残念だったが、(高校生は)思ったよりしゃべるのではないかと考えていた。そのようになってよかった。基本条例の策定を考える立場としては、情報公開については、どういう媒体でやっていくか、ますます重要になってくる。そういうことも、基本条例には盛り込む必要があると考える。携帯などで伝えることも可能ではあるが、量的には限界がある。最後は、広報をきちっと見てくださいということになるのか。情報の伝達に関しては基本条例でも考え方を出していきたい。

鉄矢委員： (自分自身も)忙しくて、かつては市報なんてほとんど見なかった。10年位前くらいに住民参加を始めてから見るようになった。(見てみると)市は、アリのバイのように情報を色々出すとわかったが、忙しい人にとって市報は新聞のちらしと同じ扱い。条例の中で、うまく「市の出す情報に手を伸ばすのは市民の義務」というのが出せるとよいと思う。

小島委員： 市が情報を出しても、市民が見なければ無駄になってしまう。市民にはちゃんと見る義務がある。

齊藤委員： 最終的には、(その情報が、その人にとって)必要かどうかであろう。必要であれば、忙しくても情報をとろうとする。どれを選ぶかということになるわけで、市報は簡潔に書かれているが、必要性を感じていない人にとっては、必要性の度合いが低い。出すほう(行政)は一生懸命やっているけれども、(市報が)あることも知らない人もいると思う。そこは難しいところだと思う。

荒木委員： 行政に関心が向いているかが大きな問題だと思うが、ひとりひとりが市民参加に関心を持てるような手法をとる必要がある。

齊藤委員： 原点はコミュニティにある。隣人と「こんにちは」「さようなら」が言えるかどうか。市民参加以前の問題。それがどの程度活性化できるかがつながっている。

小島委員： 地区協議会という組織が立ち上げられているが、(地域の)小さい単位で動きが出ている中では情報が伝わりやすく、市から全体的に広報で流すとなかなか伝わらないのではないかと。なるべく小さい単位で情報を伝えていく努力が必要ではないか。

齊藤委員： 自治会連合会というのがあって、立場上総会に呼ばれて出席しているが、年々、自治体の数が増えてきている一方で、自治連に参加しない自治会もある。自治会で

さえ、「参加したくない」というような実態がある。

神長座長：（我々が考える）基本条例の中に、「行政側が住民サービスについてより効果的に情報提供を工夫すべきである」という柱が必要だろう。サービスを提供する前提として情報提供が必要であるという柱をひとつ設けることは重要。すでに情報公開条例もあるし、市の広報に関するルールもあるのだから、さらに絶えず努力しながら工夫するということが。（市報は）わたしは非常によく読んでいる。

鉄矢委員： どうして読まないのか、自分のことを思い起こしてみると、（情報が）要らなかったのか、（行政への）おまかせ気分だったのではないか。

神長座長： 鉄矢委員、（調布市の広報の）デザインや、見易さなどはどうだろう。

鉄矢委員： 見にくい。ぱっとしない。

神長座長： 紙質も含めて、やぼったい感じがする。わたしが見ている美大の大学報は手にとって読みたくなる。調布市の市報は、情報満載ではあるが、平坦に書いてある印象。

鉄矢委員： 市内のデザイン事務所に競合されながらやれば、よくなるはずだと思うが。

神長座長： わたしの勤めている大学にも学報があるが、年中デザインを変えている。競争させて。絶えず工夫している。

（高校生ヒアリングの）ひとつの収穫は市の持っている情報提供のあり方について考える必要が指摘された。もうひとつは、基本条例に、若い世代のセンスを盛り込むということ。20歳以上という暗黙の線よりも若い人、下は何歳までとあえて言わないが、若い世代の意見を用いるべきであろう。

鉄矢委員： 高校生に（意見を聞くということに）慣れていないから、（今回のヒアリングは）「このくらいではないか」と思って行ったら、あれ、思ったより話ができる。（我々が、もっと）高校生に慣れればもっと話ができるのではないか。

荒木委員： 鉄矢委員が（ヒアリングの現場に）いらしたころは、だいぶ滑らかになったころ。最初は話を引き出すのに苦労していた。

神長座長： 若い世代だけちやほやするという意味ではない。

鉄矢委員： 高齢者ともコミュニケーションをとっていない。

河野委員：（高校生ヒアリングに参加した高校生の中で）市民とそうでない比率はどうだったのか。調布市民はひとりということであれば、そこが実は問題ではないか。この街に住んでいないと、（高校に通学する）3年間で（調布市との関わりが）終わってしまう。そういう立場の高校生から意見を聞くのは、なかなかむずかしいであろう。もうすこし参加者に市民が多いとよかった。

荒木委員： 高校生にとっては考えるきっかけになってよかったと思う。今回の参加者が、（市民参加などについて）考えてくれたことは、今後の社会参加の参考になったと思う。

鉄矢委員：（調布市と、接している他の自治体との）境界の問題も指摘された。境界線では、（基点となるような）施設から、何キロエリアを範囲とするとか、そういう考え方もあると思う。

齊藤委員：（境界の問題の例として）自然災害で、自治体の境界付近の避難所で、どちらの住民であるかによって、救援物資を配る、配らないが起きるというようなこともあったと聞いている。そういう場合を含めて、もう少し広域的な「都民」、「国民」という考え方でケースバイケースな対応をしてほしいと思う。

神長座長： 今日では、情報の伝達の問題、世代の問題、非居住者の問題など、非常にイメー

ジがわいてきた。調布市の条例であるから，ほかの自治体に口は出せないが，他の自治体との協力関係をどう構想するか，その精神は，基本条例で示すことができる。

河野委員： 基本は市民であろう。あまり他の自治体まで含めていくと，広すぎて焦点がぼやけてくるおそれがある。住民でない人に権利があらうはずがないと考えるが。

鉄矢委員： 市の境でいきなり歩道がなくなってしまうようなところをスムーズにするとか。そういう感覚をもってほしい。

神長座長： 自治体同士のネットワークをどう持つのか。少なくとも守備範囲。書く必要はないが，考え方は整理しておきたい。

荒木委員： 災害時は調布と狛江と世田谷は協定を結んだ。連携は必要であると思う。

神長座長： 災害時についてはわかりやすいが，文化的な施設なども，連携の対象ではないか。

齊藤委員： 消防でも，市内に緊急の事故がない場合は，近隣の自治体の火災の応援に行く。ただし，本来属する自治体で何もなければあって，何かあれば，まずは自分たちの地域を守り，落ち着いてから協力しあう。

鉄矢委員： 高校生ヒアリングの中で，(ヒアリングのように)意見を言える場があったらいいという意見があったが，おそらくいまでも場があるのに，行かないのであって，大人もそう。意見を言ったときに，レスポンスが見えるかどうかの問題だと思う。どうリアクションすればいいか，基本条例でうまく作れるといいと思う。

神長座長： (8月に実施した市長の)タウンミーティングに若い人は来ていたか。

事務局： ほとんどは高齢の方だった。

神長座長： (いろいろな年齢層が参加できるような)工夫は必要であるが，基本姿勢を示して，場を提供して，あとは，参加する気持ちのある人が参加する。

齊藤委員： 中身だと思う。「ただなんとなくやりますよ」といってもなかなか参加しない。その地域で重要な問題があれば，関心が高いだろうが，そういう問題がない地区ではしかたないかと思う。

神長座長： 企業については，継続的な意見交換の場はあるのか。企業を市民として位置づけるかどうかなどについて。

事務局： 産業の分野では年に1度くらいあったが，積み重ねるまでは行っていない。

神長座長： (企業との問題は)ふたつあって，ひとつは企業体として，調布市のサービスにどういう意見を持っているのか。ふたつめは，そこに通っている通勤者の問題。基本条例でも，どの程度，企業を定義付けるか。企業もそれなりの税金を納めているので，重要だと思う。

荒木委員： 調布市内の事業所のごみのことについて，アンケートやヒアリングをしたことがあるが，ペットボトルは企業が回収するのが基本だが，調布では市がやっているから，実施していない企業がほとんど。ごみひとつにしても，市と企業の話し合いが重要。愛知県の岡崎，安城などは，市はペットボトルを一切回収しない。買ったところへ返すルールにしている。調布市は現在，回収しているから，これからルールを変えても定着しないだろうが，事業者との話し合いは必要。

神長座長： 市の行政のあり方としても，(企業を)どう取り込むのか。市民も関わって三面関係。他に，高校生ヒアリングを一般化していくのにはいいアイデアがあれば。

鉄矢委員： 今後，(ヒアリングを)2年に1回やるとか，定例化しておくべきではないか。今後，どうするのか。高校生に「有言実行を期待しています」とアンケートに書かれて

いる。

齊藤委員：（その発言は、ヒアリングに対してだけではなく）「市がやります」といったことに対して、「実行してほしい」ということではないか。

高校生や大学生もいいと思うが、農家、農協、商工会の若手、調布で働いて暮らして住んでいる若手。そういう組織もできているのだから、その中の若手の意見や、市内の職人さん、自営業などの人たちの意見を聞いてもいいと思う。

神長座長：本来、調布がさまざまな施策を形成する場合、（意見を取り入れる）階層を工夫しているのではないか。

齊藤委員：いろいろな審議会などが設けられているが、推薦委員ができるが、若手から出るとはほとんどない。青年会議所から何人かあるかもしれないが。

神長座長：委員の構成を、調布市の人口の構成や職業の形態に合うように工夫すべきではないか。それも市民参加のひとつの柱になるのではないか。

齊藤委員：努力をしているようではあるが。

神長座長：まちづくりなどでは、「関係ないのではないか」というような人が入ることが重要となることもある。

ほかに、事務局から高校生ヒアリングについて意見があれば。

事務局：（ヒアリングのときには）現実的な話が出ていた。「時間があれば市民参加よりもクラブ活動を優先しますよ」とか、住民投票にしても「（投票が）16歳になったからといって、行かないのではないか」とか。先ほどの市報を見るか見ないかもあるが、全員が（市民参加が）必要であるとは思ってはいない様子。

鉄矢委員：農業の話で気になったのが、調布の理想は緑豊かなまちであるが、豊かなまちという感覚に近づくための条例の方向性というのが、新宿に通うサラリーマンのベッドタウンにするためでは面白くない。（調布の）地に足の着いた人たちがいいなと思うようなまちにしたい。

神長座長：「みんながつくる笑顔輝くまち」というのは大事にしたい。

河野委員：市民意識調査では、8割以上は住みたいと言っているが、安全なまちかという、そうではないという。いろいろなことに参加するかという、ほとんど参加しない。市民の市に対する要望は、信号の青を長くして欲しいとか、身近なものであり、そういうものであろうと思う。

荒木委員：調布がいいと思っている人がアンケートを返しているというのもあるだろう。

神長座長：こういうもの（市民意識調査）を基にして議論しなくてはいけない。とはいっても、あれもこれも貪欲に入れていくということではなく。

品川区が「子どもの安全を守る」とアピールしていたのは、わかりやすくいい。

齊藤委員：品川の事例をみて思ったのは、（子どもの安全のために参加している）保護者が少ない。子どもから連絡があれば助けに行くシステムだが、「助けに行く」と登録した人の3分の2以上が保護者ではない。高齢の人が多いようだ。

神長座長：（品川の例が）拍手喝采というわけではないが、わかりやすい。

次に、今後のスケジュールを決めておきたい。（決定事項は議事録末尾）

次回の懇談会では、委員からそれぞれメモを出していただきたい。書いていただきたいテーマが2つある。1つは前文についてで、「どういう文章なのか」、それと、「こういうことを大事にしたい」ということを出していただきたい。それを受けて、

次々回以降の流れを決めていきたい。調布らしい考え方を凝縮したものが必要なのか、必要なのであれば、こんなことが必要なのではないかとということと、それを具体化するための（条例の）骨格。これはぜひ盛り込みたいということ。次回はそれを集めて包括的に議論し、次々回以降の作業の流れを決めたい。きついスケジュールではあるが、来年の3月にはアウトプットを出したい。

傍聴の方で、これだけは言いたいということがあれば。

傍聴者1： 座長のお話で、調布として何を盛り込むべきかということがあったが、（既存の）基本条例の条文は似たようなものだが、調布市民が作る基本条例には、調布市民として必要なことを盛り込みたい。私も案を考えている。次回、期待して傍聴に来たい。詳しいことは丸山委員に聞いてほしい。

実は、（市民フォーラムの開催は）もう20回を超えて、起草委員会を作って、起草委員長の案が出て検討をしている。案はできたが、最終案をまとめる前に、市民向けに説明会をして、それから作り上げるということになっている。

神長座長： 市民の皆さんから、この懇談会にどのようなアプローチがあるか期待している。

次回以降の日程

- | | | |
|------|-----------|--------------|
| 第10回 | 10月 7日（金） | 健康増進室 |
| 第11回 | 10月28日（金） | 健康増進室 |
| 第12回 | 11月10日（木） | たづくり1001 学習室 |
| 第13回 | 11月25日（金） | 健康増進室 |